

「自動車検査用機械器具に係る運輸大臣の定める技術上の基準」及び「自動車検査用機械器具の審査基準について」の一部改正について

平成19年4月
自動車交通局
技術安全部整備課

1. 改正の背景・目的

現在、自動車の継続検査においては、排気騒音及び警音器の検査のために音量計が使用されております。この検査は、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」(平成14年国土交通省告示第619号)に基づき、音量計の周波数特性がA特性で実施することとなっており、また、平成15年12月31日以前に製作された自動車の警音器については、C特性で実施してもよいこととなっています。

一方、「自動車検査用機械器具に係る運輸大臣の定める技術上の基準」(平成7年運輸省告示第375号。以下「技術上の基準」という。)においては、音量計の周波数特性としてA特性とC特性の両方を義務付けていることから、基準の合理化を図るため、A特性のみを必須(C特性は任意)とするとともに、普通騒音計の日本工業規格を参考として基準を見直すこととし、技術上の基準及び「自動車検査用機械器具の審査基準について」(平成7年6月14日付け自整第121号)について、所要の改正を行うことを予定しています。

2. 改正の概要

(1) 「自動車検査用機械器具に係る運輸大臣の定める技術上の基準」の一部改正

- ① 校正装置を不要とするとともに、校正装置に係る規定を削除します。
- ② マイクロホンは、音量計本体と分離できなくても良いこととします。
- ③ 周波数特性のうちA特性のみを必須とし、C特性は任意とします。
- ④ 周波数特性について、普通騒音計の日本工業規格を参考とし、以下のとおりとします。

周波数(ヘルツ)	周波数特性(聴感補正回路A) (デシベル)	周波数特性(聴感補正回路C) (デシベル)	許容差(デシベル)
100	-19.1	-0.3	1.5から-1.5
125	-16.1	-0.2	1.5から-1.5
160	-13.4	-0.2	1.5から-1.5
200	-10.9	0	1.5から-1.5

250	-8.6	0	1.5から-1.5
315	-6.6	0	1.5から-1.5
400	-4.8	0	1.5から-1.5
500	-3.2	0	1.5から-1.5
630	-1.9	0	1.5から-1.5
800	-0.8	0	1.5から-1.5
1,000	0	0	1.0から-1.0
1,250	0.6	0	1.5から-1.5
1,600	1.0	-0.1	2.0から-2.0
2,000	1.2	-0.2	2.0から-2.0
2,500	1.3	-0.3	2.5から-2.5
3,150	1.2	-0.5	2.5から-2.5
4,000	1.0	-0.8	3.0から-3.0

⑤ 精度について、普通騒音計の日本工業規格を参考とし、レベル直線性誤差が1.1デシベル以下でなければならないこととします。

⑥ 上記④及び⑤の変更に関し、施行日において整備事業者が使用している機器については、なお従前の例によることができることとします。

(2) 「自動車検査用機械器具の審査基準について」の一部改正

① 温度変化及び自己雑音に係る規定を削除します。

② レベル直線性の審査方法について、普通騒音計の日本工業規格を参考とし、指示範囲の上限値から60デシベルまで5デシベル・ステップで減少させた場合の誤差を確認することとします。

③ 連続動作による精度に係る規定を削除します。

④ 電圧変動による精度について、普通騒音計の日本工業規格を参考とし、音圧レベルの変化が±0.2デシベルの範囲内でなければならないこととします。

⑤ 上記②及び④の変更に関し、施行日において整備事業者が使用している機

器については、なお従前の例によることができることとします。

3. スケジュール

公布・施行：平成19年5月（予定）